

(第1回食料・農業・農村政策審議会議事録)

日 時:平成13年2月16日(金)

場 所:ホテルニューオータニ シリウスの間

官房長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第1回食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多用中のところご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は会長がまだ選出されておられませんので、それまでの間、私が司会進行ということで担当させていただきます。

なお、本日は会議の終了予定は一応12時をめぐりということにさせていただきます。

それではまず、次第にのっとりまして、委員の皆様方を五十音順でご紹介させていただきます。

明石委員でございます。稲田委員でございます。今村委員でございます。大堀委員でございます。甲斐諭委員でございます。甲斐麗子委員でございます。坂本委員でございます。生源寺委員でございます。田中委員でございます。豊田委員でございます。中村委員でございます。浜委員でございます。平野委員でございます。日和佐委員でございます。林委員でございます。堀江委員でございます。前川委員でございます。増田委員でございます。八木委員でございます。山田俊男委員でございます。山田陽子委員でございます。鷲谷委員でございます。

ご出席の委員の方々には以上でございますが、本日は江頭委員、黒河委員、鈴木委員、武内委員、田島委員、丹羽委員、森地委員及び養老委員が所用によりましてご欠席ということでございます。

次に、当審議会の会長を選出していただく必要がございます。食料・農業・農村政策審議会令第五条第1項の規定によりまして、「当審議会の会長の選出は委員の互選による」とされております。つきましては、委員の互選につきまして何かご意見がありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

委員 食料・農業・農村について幅広いご見識をおもちでいらっしゃる、これまでの食料・農業・農村政策審議会の会長をお務めになつてらした今村委員に、今度の会長もお務めいただきたいと提案させていただきます。

官房長 ただいま 委員の方から、今村委員に会長をお願いしてはどうかというご提案がございましたが、皆様方、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

官房長 それでは、ご異議がないようでございますので、皆様の互選によりまして、今村委員が会長に選出されました。それでは、今村委員、会長席へご移動をお願いいたします。

それでは、ここで今村会長からごあいさつをいただきたいと思っております。また、これからは今村会長に議事のご進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。会長就任に当たって、一言ごあいさつ申し上げたいと思っております。

皆さんご承知のことと存じますが、この審議会はことし1月の中央省庁等再編といひましようか、改革の一環といたしまして、12の審議会などが統合されまして、非常に大きな審議会になったわけでございます。委員の数も従前の審議会の2倍になりましたし、また、審議すべき事項も非常に広範な問題に対処しなくてはならないというわけで、この審議会、そういう意味では、食料・農業・農村政策の中心になる。全体を統合する審議会になるわけでございますけれども、そういう意味で非常に重たい役割をもった審議会なのですが、その会長に選任されまして、大変身の引き締まる思いがしております。もとより浅学非才の身でありますけれども、全力を挙げて任務を遂行していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

さてそこで、食料・農業・農村基本法、この理念といひましようか、その精神についてちょっとばかり考えてみますと、私なりにわかりやすく表現しますと、よく農村に行ったり都市の皆さんに話すときに、農業は生命総合産業である、農村はそれを創造する場であると私は考えていると、こういうふうに申し上げてきました。いうまでもなく、国民生活にとって不可欠な食料を供給する、それも安全な食料を安定的に供給する役割は1つ、もちろん非常に大きいわけですが、そのほかに、国民のよって立つ基盤である国土を保全し、あるいは国民の生活に潤いをもたらす水とか緑、こういうのも維持保全し、あるいはいろいろな形で供給するという役割もありますし、あるいは国民の心をいやす食文化、伝統文化、あるいはさまざまな景観、農村景観など非常に多面的な役割を私はもっていると思っております。

そういう上に立って、昨年の3月ですから、11カ月前ですか、「食料・農業・農村基本計画」、2010年をめぐにした計画をつくりまして、今着々とその実現に向けて実行に入っているわけですが、具体的に政策をどういうふうに展開していくか、あるいはその政策のいろいろな評価も踏まえながら、さらによりよい政策をどういうふうにして実現していくか、それで2010年に望ましい日本農業の、あるいは農村の姿を、さらには食料の自給率45%の実現をどういうふうにするかということが議論されなければならない、この場でそういう基本問題を、さらなる議論を深めなくてはならないと考えております。

そのためには国民各層から広くご意見をいただくかなくてはならないわけでございますけれども、今回の委員の選任の結果を拝見いたしますと、非常に幅広い分野からいろいろの専門分野からそれぞれ委員が選任されまして、大変心強く思っておるわけでございます。国民の皆様とともに、どういうふうにして21世紀の日本農業、あるいは農村をつくり上げていくか、それからまた食料の問題については本当に国民に安心していただけるような姿をどうつくり上げていくか、こういうことで皆様方から幅広い議論、それからまた非常に突っ込んだご意見をぜひともいただいて、この審議会を実のあるものにしていきたいと思っております。

私もそれなりに努力いたしますけれども、皆様方のご協力、ご支援によってこの審議会を立派なもの

にして、所期の目的を達成できるように頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします（拍手）。

それでは、これから私の方から議事を進行させていただきます。食料・農業・農村政策審議会令第五条第3項の規定によりますと、会長の職務を代理する委員については会長があらかじめ指名することになっておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 ありがとうございます。それでは、会長代理といたしまして八木委員をお願いいたしたいと思っております。八木委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

本日は谷津農林水産大臣にご出席をいただいておりますので、大臣にごあいさついただくとともに、1月6日付で新たに発足しました農林水産省の幹部の方々の紹介をお願いしたいと存じます。谷津農林水産大臣、よろしくお願い申し上げます。

農林水産大臣 第1回の食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、委員就任をご快諾いただきますとともに、ご多用中のところをご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

我が国農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全等の多面的な機能を有しております。とりわけ健康で充実した生活の基礎となる食料について、新鮮で安全なものを安定的に供給することは国の基本的な責務であると私は考えております。

こうした役割を担う農業・農村について、生産と消費との共生という考えのもとにその健全な発展を図ることは、将来にわたり国民が安心して暮らせる豊かな社会を築いていく上で不可欠であると確信しているところであります。

このため、一昨年7月に制定されました食料・農業・農村基本法を踏まえまして、生産者が誇りと希望をもち、また消費者が安心と安全を得られるよう、食料自給率の向上に向けた取り組みをはじめ新たな時代の食料・農業・農村政策を着実に推進してまいりたいと考えているところであります。

本審議会は中央省庁等改革の一環として、従来、食料・農業・農村に関する政策の調査審議を所掌してきた12の審議会等の機能を統合し、食料・農業・農村政策全般を審議するものとして新たに発足するものであります。このため、多岐にわたる審議事項に対して十分なご議論をいただけるよう、旧食料・農業・農村政策審議会に比べましてより幅広い分野の有識者の先生方のご参加をいただくこととしたところであります。

特に今回、新たな取り組みといたしまして、これまで必ずしも十分に把握できなかった民間の有識者の方々のご意見を今後の食料・農業・農村政策に反映させ、国民的合意に基づく農政の推進に一層資するため、30人の委員のうち3人の方を一般から公募により選考させていただきました。委員の皆様におかれましては、こうした趣旨をご理解の上、活発にご議論いただきますようお願いする次第であります。

農政の推進に当たりましては、国民の皆様が何を求めているのか、生産者、消費者、関連産業それぞれの立場の方々を何を考えているのかを正しく理解し、常に現場感覚をもつことが必要であると考えております。委員の先生方のご議論を通じて新たな時代の食料・農業・農村政策の確立に向けた国民的合意の形成が図られることを心から祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、この1月6日に、省庁再編によりまして新たに副大臣、政務官ができました。ご紹介を申し上げます。

まず田中農林水産副大臣でございます。それから松岡副大臣がいるわけですが、きょうはどうしても離せない仕事がございますので、欠席させていただくご無礼をお許しいただきたいと思います。次に金田農林水産大臣政務官でございます。それから国井農林水産大臣政務官でございます。それから熊沢農林水産事務次官でございます。

なお、農林水産省の事務方幹部につきましては、熊沢事務次官の方から紹介をさせます。

事務次官 それでは、私の方から、農林水産省の事務方の幹部を紹介させていただきます。

まず竹中農林水産審議官でございます。次に石原食糧庁長官でございます。中須林野庁長官でございます。渡辺水産庁長官でございます。それから私の隣でございますけれども、田原大臣官房長でございます。それから西藤総合食料局長でございます。小林生産局長でございます。須賀田経営局長でございます。木下農村振興局長でございます。小林農林水産技術会議事務局長でございます。それから本日は国土交通省から、板倉都市・地域整備局長にご出席をいただいておりますので、ご紹介申し上げます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、本日はこの審議会の最初、第1回の総会でございますので、田中副大臣、金田大臣政務官、それから国井大臣政務官にご出席でございます。ただいまご紹介したとおりでございますが、一言ごあいさつをいただきたいと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。

田中副大臣 どうも皆さんおはようございます。会長からご指名がございました、参議院議員の田中直紀でございます。この1月6日の省庁再編ということで農林水産省も新しくスタートしたわけでございますけれども、私と松岡議員が副大臣を拜命いたしました。よろしくご指導お願い申し上げたいと思っております。

谷津大臣は群馬県でございます。私は新潟でございますが、金田政務官は北海道、国井政務官は栃木、松岡副大臣は熊本と、こうすることで北から南までとりそろえましたので（笑声）、よろしくお願い申し上げます。

今、大臣からも話がございました。委員の皆さん方から幅広く、そしてまた深みのあるということで、

皆さん方にご検討いただいて実りのある審議会としてご提案いただけるものと思ひまして、期待をいたしているところでございます。

ご専門の皆さん方でありますから多くを申し上げませんが、1つだけお話しさせていただきますと、WTOの農業交渉、ことしの暮れに閣僚会議がございます。我が国も、ミニマムアクセス米の輸入というものが大変農業・農村にとって先行きを不安にしておる。生産調整の最中でございますので、その中で農村の多面的機能ということで、先般、諸外国に説明をまいりました。国内では大変そういう面では認識されてきているわけでありまして、もっともっと農村が過疎化を防いでいかなければいけない、活性化していかなければいけないということでありまして、どうも諸外国には多面的な機能が保護主義の口実に使われているのではないかと。特に日本なりヨーロッパが同じ考えをもっておるものですから、なかなか輸出に理解されない。しかし、やはりこの交渉でしっかりと諸外国の理解を得て、そして農村の皆さん方にも心配がなきようにと、こう努力をいたしておりますが、学会で多面的機能の位置づけを研究していこうということでありまして、私からぜひその辺、国内的にも、あるいは諸外国にも理解されるような、そんな内容に積み上げていただければと一言申し添えまして、ごあいさつにかえま

す。

今後ともよろしく願ひします。ありがとうございました。

会長 ありがとうございます。それでは続きまして、金田大臣政務官、願ひいたします。

金田大臣政務官 貴重な時間ですので、どうかよろしく願ひします。

田中副大臣からWTOのお話がありました。私が頭を痛めている問題は、何といつても近ごろの農家経済の疲弊でございます。農家経済、農産物価格の下落や外国からの攻勢にどうも農家の経済が成り立たなくなりつつあるなと思ひます。離農も進んでおります。豊かな農村をどうやって取り戻すかということで、今我々、セーフガードといつて緊急輸入制限措置をやらなければだめだといつていろいろとやらせていただいておりますし、また農林水産大臣の私的研究会といつて、農家の所得政策をどうやっていくのかといつていろいろなこともやらせていただいております。

農政、本当に転換期でございます。この審議会の先生方の皆さん方に大変なご指導を仰がなければ、日本の農業、大変なことになるなといつておると思ひますので、どうかご指導のほどよろしく願ひ申し上げます。

会長 ありがとうございます。それでは、続きまして国井大臣政務官、願ひいたします。

国井大臣政務官 国井でございます。

もう田中副大臣、あるいは金田大臣政務官からごあいさつあったとおりであります。ぜひ今後の審議会の中で、多面的機能といつてよくいわれておるわけでございますが、これらについて議論をしていただくと同時に、いわゆる諸外国との比較の観点からみて、特に、私の承知する範囲では、アメリカの農業といつてものは大変環境に負荷をかけているのではないかと、このように思つておるわけでございます。ぜひ、この21世紀といつて私どもともに生きるわけでありまして、全体的にみて持続可能な農業といつてものがどういふありようなのか。そのことが我が国の農業と、あるいは諸外国の農業との関係においてどういふ位置にあるのか、そういう点なども十分含めて先生方のご論議を深めていただければと思つております。

私どもも、先生方のご指導をいただきながら、役所の中においてそれらの政策をしっかりと実行するように心がけたいと思ひます。どうぞよろしく願ひ申し上げます。

会長 大臣初め皆さんどうもありがとうございます。

それでは、本題にだんだん入つていきたいと思います。本日は第1回の審議会といつて、当審議会の議事規則の案が用意されておりますので、それにつきまして事務局からご説明を願ひいたします。

企画評価課長 大臣官房企画評価課長の武本でございます。

資料 3をごらんいただきたいと思います。資料 3は「食料・農業・農村政策審議会議事規則(案)」でございます。読み上げをさせていただきます。と思ひます。

(総則)

第一条 食料・農業・農村政策審議会の運営については、食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村政策審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は非公開とし、会議の運営に支障がないと認める範囲内で、議事録を一般の閲覧に供するものとする。

(臨時委員)

第四条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第五条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第六条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(分科会及び部会)

第七条 第二条から前条までの規定は、分科会及び部会について準用する。この場合において、これ

らの規定中「会長」とあるのはそれぞれ「分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのはそれぞれ「分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。

(分科会の議決)

第八条 分科会(総合食料分科会、生産分科会、経営分科会、農村振興分科会及び主要食糧分科会) - - これは、先ほど大臣等のごあいさつの中にごさいました12の審議会を今回統合したということでごさいますが、それに関係する分科会になりますが - - の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、当該分科会の議決に関し他の分科会との調整を要するとき又は当該分科会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策

に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

2 会長は、分科会の議決が前項ただし書きの場合に該当すると認めるときは、その旨を当該分科会長に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する分科会長の意見を聴かなければならない。

(小委員会)

第九条 分科会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第十条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

以上でごさいます。

会長 ありがとうございます。食料・農業・農村政策審議会議事規則の案について、今、企画評価課長から報告いたしました。この説明、急な話ですけれども、いかがでございましょうか。何か気になるところはございましょうか。

委員 第三条2の会議非公開の件です。ここで審議される議題に関して特段非公開にする事由というのは、私としては考えられないと思います。それと同時にいいますか、逆に、今の食料・農業・農村が抱えている問題、それは食料・農業・農村に関係している関係者だけで解決できる問題ではない。国民全体で考えていかなければならない。そういうことを考えますと、まだまだ今私たちが直面している食料や農業の問題について関心が深いとはいえない状況だと思うのです。

そういう意味合いもありまして、もっと国民に現状を理解してもらおうという意味合いでも、むしろ公開していった方がいいのではないかと思います。さまざまな情報の公開を含めてそれは時代の要請でもありますし、ぜひ公開の方向でいきたいと思っておりますが。

会長 次の論点として議事録の公開の問題もありますので、それとの関係も含めながらちょっと議論してみたいと思います。議事録公開のことでごさいますけれども、食料・農業・農村政策審議会議事規則第三条第2項に基づく議事録の公開については、委員各位の自由かつ公平な立場からの審議を確保する観点から、発言者の名前を伏せて行うこととし、また会議の円滑な運営を図るため、必要ある場合には会議の議決を経て議事録にかえて議事要旨を公開したいと、こういうふうにごさいしているのですけれども、こういうことと関連させて、ほかの委員の皆様方のご意見、今、委員から会議そのものを公開したらどうかというご提案がございまして、いかがでございましょうか。どうぞどなたからでも。

委員 いろいろな問題があるのかと存じますけれども、さんと同じに、私も消費者の立場としては、今後の問題としては公開すべきだと思いますし、もし公開したときに真意を公表できない委員というのは、やはり委員の選出の仕方を考えて、そちらを工夫すべきではないのかなという感じがしておりますが、一遍には乗りかえられないということで、今般女性も8名にさせていただけたとか、いろいろ幅広く意見を集めるご努力をなさったことはわかりますので、それは長らくお携わりになっていらっしゃる皆さんにお任せするより仕方ないかなと思っておりますが、ほかの部署からみますと、一番、公開の面ではおかれているなという感じはいたしております。

会長 ありがとうございます。そのほかどうぞ。

委員 私も新たに加わりまして、実情などを十分理解していない面もあるかもしれませんが、できれば原則としては公開にして、もしプライバシー等の保護であるとか、そのほかのさまざまな事情によって公開することが問題を生じるときには、会長の判断、あるいは皆さんの判断で非公開とするということではいかがでしょうか。

会長 その点は非常に基本的なことですので、委員の皆さんのご意見、広くお聞きしておきたいと思っております。いかがでございましょうか。女性ばかりですね(笑声)。

委員 私は公開賛成なのですが、仮に公開しましたとしても、例えば聴覚障害者の方々はその場で何が行われているかということや全く判断することができないのです。それで、ちょっと論点がずれるかもしれませんが、国際障害者年のように、初めにスローガンが「参加と平等」だったので、そのときに、アドバイザーとしてアメリカのホフストラ大学のフランク・ボーが意見を求められまして、彼は聴覚障害者なのですが、例えば参加という意味で、移動から考えたら聴覚障害者はその場に参加することができるのだと。でも、そこに例えば手話通訳者ですとか要約筆記者がいなかったら完全に参加したことはないのだと。彼の意見どおり、「完全参加と平等」が国際障害者年のスローガンになったのです。

例えばここに「議事録を一般閲覧」とありますけれども、閲覧したといっても従来の閲覧と同じだったら、今度は視覚障害者がそこにあるものを読むことができないのです。私は今回ぜひここに参加しているいろいろな方々からいろいろ聞きたいと思った一つに、さまざまな障害を抱えた人も等しくいろいろな情報を得ることができるようにと思って、これだけはいいたいと思って、きょうはちょっといえたぞという感じで、ちょっとうれしいなと思っておりますけれども、そこら辺も含めてぜひ公開にしていきたいと思います。

ます。

会長 ありがとうございます。そのほか、委員の方いかがでございますか。

委員 非公開ということはどういうことで、逆にいいますと公開ということはどういうことなのかというのはちょっと気になりまして、公開した場合、テレビカメラがみんな入りまして、それから記者の皆さんが入られるとか、それから関係者を全部周りにそろえとかいうことになるのかどうか。私なんかにいわせると、テレビが入りまして、その中で手を挙げてものをいうというのは、これはなかなか容易じゃないぞという印象が率直にあってあるわけでありまして、公開というのはどういうことなのかというのはちょっと気になります。

先ほど会長がおっしゃいましたように、議事録を公開されるということですが、最近インターネットで全部公開されるということになりますので、相当程度公開になるわけですね。私もほかの省の審議会へ出ておりますが、その場合はもう議事録はインターネット公開ということになってますから、私のところにも意見が来る例も多々あるわけですね。相当程度、この場合、以前に比べまして公開になっているのかなという気はしております。

いずれにしても、テレビが入りますと欠席するわけにももちろんまいりませんし、そうはいつても、どうしても欠席せざるを得ないことも出てきたりするとき立場がなくなるみたいなこともいろいろありまして、テレビが入るのか入らないかということなんかは大変気になるところであります。

今村会長 ありがとうございます。そのほかございますか。

これはこの審議会の基本の問題なものですから、どういうふうこれから運営していくかという問題ですから、できたらお一人ずつご意見をお聞きしておいた方が後の腐れ縁がなくなるというのですかね（笑声）。いや、本当、あと困ってしまいますからね。どうぞ、どなたからでも。

委員 先ほど委員がいわれました非公開の意味ですよね。どうしてこの会が非公開でないといけないのかということがまだよく説明いただけないような気がするのですよ。その件と、それから審議の内容によってそれは判断することが私はいいいのではないかと思いますけれども、ただ、冒頭、

先生がいわれましたように、非公開にすべき論点ですよね。そのあたりを少し説明いただければいいのではないかと思います。その後どのように皆さん方がお考えになるかということで、そこまでまだ深まっていないような議論だと思いますけれども。

会長 それでは、この原案を説明していただいた事務局の方で、簡単で結構ですから、非公開になぜするかということ。では企画評価課長。

企画評価課長 ちょっと説明が不足して申しわけございませんでした。三条2項の「会議は非公開とし、議事録は一般の閲覧に供するものとする」という案にさせていただいておりますところの考え方でありますけれども、先ほど申し上げましたように、この審議会は12の審議会を統合したものでございます。その12の審議会についてはその取り扱いがいろいろ分かれておりまして、大部分のものは議事を非公開としまして議事録を公開するという扱いで1月5日までの間は来たところあります。

その中に3つの審議会が、議事と議事録ともに非公開という扱いをしている審議会がございまして、具体的には農業資材審議会と畜産振興審議会と米価審議会という審議会でございます。これらは価格だとかそういったものを取り扱う審議会でありますものから、議事を非公開とすると同時に議事録も非公開としてきたところあります。

今回、皆様にご審議いただいているこの議事規則は、この本審議会とその下につく分科会、その下につく部会を含めて共通のルールをつくるものからというのがまず第1点あります。あと分科会は、きょうのこの会合を契機としましてそれぞれ設置していくというのでしょうか、でき上がっていくという過程をとっていきます。でありますので、例えば米価を議論する米価審議会は主要食糧分科会ということなのですけれども、これがまだ立ち上がってない段階にございますので、そのあたりが立ち上がってから全体をどうするかということをお決めいただいた方がよろしいのではないかとということで、そういう意味では、当面の扱いといたしまして、いわば一番、12のうちの大部分がとってありましたルールでございます。議事を非公開として議事録を公開という扱いで、そういう意味では、米価審議会、畜産振興審議会は今まで議事録さえも公開しなかったものをとにかく公開までもっていくという点では多少前進しているのかと思っておりますが、そういうようなことで、とりあえずそこでルールをまず暫定的につくっていただいて、分科会等ができた段階で、会長、それから分科会長等の方々のご相談をいただいて、きょう皆様方からのご議論は当然会長もご承知なさるわけありますので、最終的に取り扱いを決めるということではないかなと思います。

会長 ありがとうございます。若干私から経験的なことも含めて補足しますと、今ありましたように、畜産振興審議会、私、会長をやっておりますし、米価審議会も出ておりまして、こういう価格等々を決めるところは、公開すると非常に、例えば上げろというような、農民の皆さんがわーわーいって議事ができないということもあり得たわけですね。かつては、大分昔はそういうことがいっぱいあったのですけれども、そういうことで非公開にしてみました。

この規定は、今課長から説明があったように、この審議会、本審議会だけの規定でございまして、これは分科会、部会等、これから決めなくてはならない、まだ構成ははっきりしておりませんが、それにも全部及び規定なものですから、それらが整った上で改めてここで諮りするしかないかなというのが、私、一応考えていたことなのですが、それがかわからず、きょうは最初でございますから、できるだけ多くの方々のご意見をやはりいただいた方がいいかと思っておりますので、どうぞ今までご発言なかった方含めてご発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

特段ご意見ないようでございますが、それでは私から案をお諮りしたいと思います。提案したいと思っておりますけれども、会議そのものを公開するという委員からのご提案があったのですけれども、きょうのところでは、まだちょっと検討をこれからさせていただくことにしまして、だから、この規則、会議は一応非公開にする。これからどういうふうな方向で、公開するべき、あるいは公開した方がいい審議会、部会、分科会などがあるかもしれせん。そういうことを含めて今後検討するというにさせ

ていただいて、ただし、議事録の公開につきましては、食料・農業・農村政策審議会議事規則第三条第2項に基づく議事録の公開につきましては、委員各位の自由かつ公平な立場からの審議を確保する観点から、発言者の名前を伏せて行うことといたしたいということです。それからまた「会議の円滑な運営を図るため、必要ある場合には、この会議の議決を経て、議事録にかえて議事要旨を公開したい」という提案なのですが、とりあえずこの点はきょうお決めいただいておりますと、この議事録も公開できませんので、それでよろしいかどうかということをお諮りしたいと思います。

委員 どちらに賛成ということではないのですけれども、私自身、意見がないことはないのですけれども、今の扱いに関しては、つまり議事録の部分についてはここで定めて、前段については今後検討ということでございますけれども、前段の成り行きによっては後段も当然変わってくるわけでございますので、これは両方セットで、もし検討ということであれば残しておくのが妥当ではないかと、こう思いますけれども。

会長 わかりました。論理的には確かにそうでございます。議事録の公開、名を伏せてということ、公開してしまえば名を伏せたも何もあったものではないということになってまいりますので、確かに論理的にはそのとおりでございます。そうしますと、会議は、この原案どおり、一応非公開ということとしまして、それで議事録の公開については、私が先ほど読み上げましたように、名を伏せてこれは公表すると、あるいは会議の円滑な運営を図るために必要がある場合には会議の議決を経て、議事録にかえて議事要旨を公開するというので、きょうのところはそれでご了解いただけますでしょうか。

なお、会長としては当然頭に入れておきますが、次の会議あたりまで、公開したらいいかどうか、これはいろいろ分科会、その他全部拘束する規定になるものですから、それらの動きをみて、私、責任をもって協議して、再度この本審議会の場でご議論いただきたいと考えますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 ではそういう取り計らいにさせていただきます。ありがとうございます。

さらに、議事録及び議事の要旨の公開は当審議会の庶務を処理する農林水産省のホームページや文書閲覧窓口において行うとともに、会議終了後必要に応じて事務局から記者会見を行い、会議に提出された資料を配付して議事の概要につき紹介することにはどうかという提案もありますけれども、これについてはいかがでしょうか。これは特段異議ないと思いますが、よろしゅうございますね。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 ありがとうございます。それでは、事務局の方では以上の点を踏まえて、よろしくこれから処理をお願いいたします。

なお、今の議論で事務方としては何か意見ございますか。

企画評価課長 先ほど会長のご発言の中に、次回の審議会までということが一つの目途というようなご発言がございました。後ほどご説明する予定でございましたけれども、次回のこの本審議会は、白書の関係で3月中旬ないし下旬を予定しておりますので、それまでの間に、先ほど会長がおっしゃった内容について事務方として検討させていただきたいと思っております。

会長 それでは、次回の会議は3月中旬、これは後でお諮りいたしますけれども、それあたりまでにと何かいろいろ議論を深めていきたいと考えております。

それでは次に、審議会の進め方につきましてお諮りいたします。本日、初会合ということもあり、「食料・農業・農村をめぐる現状と課題」について、事務局から資料を提出していただいておりますので、その説明をお願いし、また若干の質疑の時間を設けたいと存じますが、その前に、今後の審議会の進め方についてご相談したいと思います。事務局の方でいろいろお考えがあると思いますが、よろしく願います。

企画評価課長 食料・農業・農村政策審議会の進め方につきまして、事務局としての考え方を説明申し上げる前に、まず、今回の政府全体の審議会等の見直しの考え方を踏まえまして当審議会を組織したその考え方についてご説明申し上げたいと思っております。

本日新たに発足いたしました食料・農業・農村政策審議会につきましては、大臣のごあいさつにもありましたように、中央省庁等改革の一環といたしまして、従来、農林水産省に置かれておりました12の審議会の機能を総合するものであります。このため、本審議会の審議事項が拡大するわけでございますので、審議会の審議を機動的かつ効率的なものにしていくことが必要になってこようかと思っております。

そうした観点から、お手元の参考資料1をちょっとごらんいただきたいのですが、24ページ、25ページ、26ページというところでございます。審議会令という政令の第六条第1項に当たるところであります。審議事項に応じまして総合食料分科会、生産分科会、経営分科会、農村振興分科会、それから次のページに主要食糧分科会という5つの分科会を設けることといたしております。また、第七条、部会の規定でございまして、その規定によりまして、必要に応じて、総会、あるいは分科会のもとに部会の設置を行うことができるという規定になっております。

さらには、多岐にわたる審議事項の円滑かつ十分な審議を確保するために、食料・農業・農村政策審議会令第二条という、これは前に戻っていただきまして22ページに、第二条、(組織)という条文がございます。その第二条に基づきまして、特別の事項を調査審議させるための臨時委員というものと、専門の事項を調査するための専門委員を置くことができることとなっております。

先ほど申し上げました総合食料分科会以下5つの分科会の取り進め方につきましては各分科会で決めいただくことといたしまして、この場におきましては総会の進め方につきましてご審議をいただきたく、事務局としての考え方を説明申し上げたいと思っております。

新たな総会の審議事項につきましては、本日お配りしております、2枚紙でございますけれども、資料4をごらんいただきたいと思っております。資料4は「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について(案)」でございますけれども、この第一条の表に書いてございますように、この総会での審議事項は大きく分けると3つに分かれると思っております。1番目が食料・農業・農村基本計画、これは

前の食料・農業・農村審議会でご審議をいただいたものでございますけれども、その基本計画の関係、それから2番目が食料・農業・農村の動向を考慮して講じようとする施策、いわゆる食料・農業・農村白書の関係でございます。それから3番目が旧来の農林水産統計観測審議会において審議されておりました農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な資料の収集等に関する事項、この3点となります。

これら3つの事項につきましては、その審議事項のまとまりからいいまして、それぞれ部会を設けて課題や論点等を整理していただくことが機動的かつ効率的な審議を行う上で望ましいのではないかと考えております。このため、食料・農業・農村基本計画をご審議いただく企画部会、それから白書をご議論していただく施策部会、それから統計関係の審議をしていただく統計部会の3つの部会を設置することとしてはどうかということでありませぬ。

企画部会と施策部会におきましては、そこでご審議していただく論点が食料・農業・農村政策全般にわたると考えられますことから、それぞれの課題や論点を整理した上で総会の場でご審議いただくという方法をとってはいかがかと思っております。他方、統計部会につきましては、取り扱われますテーマが専門、技術的色彩の強いものでございますので、原則的には同部会にご審議をお任せいたしまして、資料4の第二条第1項にございますように、統計部会の議決を総会の議決とみなすこととしてはどうかと考えております。

ただし、審議事項が他の分科会、あるいは部会の審議事項に関するものであるときなど、同部会の審議の総合性を確保する必要があるときは、会長から関連する分科会や部会の長のご意見を伺っていただいた上で、総会でも審議を行う旨を統計部会長に通知することとしてはどうかと存じます。

これが資料4の第二条、次のページになりますが、第2項、第3項の趣旨でございます。

以上でございますので、よろしくご検討のほどお願い申し上げます。

会長 ありがとうございます。今わっと説明していただいたと思っておりますが、なかなか頭に入りづらいくところもあるかと思っております。従来の審議会を全部統合して、それで5つの分科会に分ける、それからまた直接、分科会のすぐ下に6つの部会を置くということではございませぬ、そういうことを含めて、申しわけございませぬが、頭に入れていただいた上で、それぞれの分科会、あるいは部会の決定事項が審議会の決定事項に変わるような機動性を一面ではもつとともに、しかし、この総会に全部かけて最終的に決定するという方法、いろいろとらざるを得ないと思っております。そういうことを含めて、今の説明でおわかりいただけないことがございましたら、どうぞご質問いただきたいと思います。よろしゅうございませぬか。

部会につきましては、いずれにしても、企画部会、それから施策部会、これは従来の審議会のもとに設けられた部会でありまして、これに新たに統計部会が加わるということになりますけれども、企画部会で基本政策を検討し、それから施策部会で白書及び講じようとする施策などを審議するということになると思っております。それからその委員の配置等々につきましては、これから私、皆様のご意向を踏まえながら決めさせていただきたいと考えております。特段ご異議ございませぬか。

それでは、ご異議ないようですので、次に進ませていただきます。次に、総会や部会の審議スケジュールについて、今おわかりになっているところを説明させていただきたいと思います。

企画評価課長 総会と、ただいまご賛同いただきました3つの部会の審議スケジュールにつきましては、次のように考えております。まず総会の審議事項のうち、講じようとする食料・農業・農村施策、先ほどいいました白書の関係でございますけれども、これにつきましては、例年4月上旬に政府としては閣議決定して公表するという段取りをとっております。したがって、その閣議決定へ向けまして、食料・農業・農村の動向を幅広く分析し、取りまとめを行っていく必要がございます。

既にことしの白書は12年度の動向、昨年4月からことしの3月までの動向を分析するという白書になるわけでありませぬけれども、これにつきましては、旧食料・農業・農村政策審議会の施策部会で一定の議論等が実はなされておりますので、それらの議論もこの新しい審議会の施策部会にご紹介しながら、早急に施策部会としてのご審議をお願いする必要がございます。そういった観点から、今月末にも施策部会にお諮りしていきたいと考えてございませぬ、施策部会のご了解いただいた後に、3月中旬ごろを目途に、総会で白書のご審議をいただければどうかと考えてございませぬ。

それから統計部会は、従来、農林水産統計観測審議会というものでございませぬけれども、この審議会のもとで毎年3月にその年の、ですから、ことしであれば13年産の農産物の平年収量に関しての小委員会というものを開いております。平年収量どの程度と見込むかという議論でございますけれども、そういったことが開かれておりますので、そういったことを踏まえまして、またその小委員会を設置するといったような所要の体制を整える必要がございますことから、統計部会につきましては3月中には開催したいと考えてございませぬ。

なお、残りました企画部会につきましては、当面、施策部会や統計部会のような差し迫った審議の必要性はございませぬので、会長とも十分ご相談させていただいた上で、後日、その進め方につきましては企画部会に所属される委員にご連絡をさせていただくということでは取り進めさせていただければと考えてございませぬ。

以上でございます。

会長 ただいまのように、とりあえず急ぐのは施策部会で、いわゆる農業白書を検討する。これは旧審議会からやってきていたわけですが、これを2月中ぐらいに開いて、それでさらに3月中旬をめぐりにこの総会でご審議いただくということ、その上で4月上旬に政府に提出して閣議決定を行うという段取りになるかと思っております。それから統計部会の方は、やや専門的なことですので、とりあえずそれなりに進めていただく。3月中に進めていただく。企画部会については、当面大きい課題はございませぬが、これも必要に応じて検討して、開くか開かないかということで、当面は開催予定はないということではございませぬ。以上でよろしゅうございませぬか。

それでは、特段ご異論ないようですので、そういうことで進めさせていただきます。

それから食料・農業・農村政策審議会令第六条第2項及び第七条第2項に基づきまして、分科会及び部会ごとの委員、臨時委員及び専門委員の構成につきましては、選任は私の方にご一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 ありがとうございます。それでは、次に事務局から資料提出いただいております「食料・農業・農村をめぐる現状と課題」についてご説明をお願いしたいと思います。

企画評価課長 資料 5をごらんいただきたいと思います。「食料・農業・農村をめぐる現状と課題」ということで、事前にご送付させていただいておりますので、ご一読いただいているということをお前提に簡単にご説明申し上げます。

一昨年の7月に食料・農業・農村基本法という法律が制定・公布されたわけでございますけれども、その前の農業基本法という法律が1961年に、40年前につくられたわけでありまして、この40年間の食料なり農業なり農村をめぐる情勢の変化について概観いたしたいと思っておりますので、6ページをちょっとごらんいただきたいと思います。

6ページに3つ、グラフ等がございますけれども、その真ん中の「栄養バランスの推移」というところをごらんいただきたいと思います。国民の方々の食生活の変化を昭和35年、昭和55年、平成10年という時期に比較したものでございます。昭和35年のころは、この円周上に来るとちょうど適正な比率ということの意味しているわけでありまして、炭水化物が過剰に摂取されていたという食生活パターンから、近年の平成10年には、脂質が飛び出すという形の脂質の過剰という形の食生活に変化してきていると、昭和55年ごろがおおむね蛋白質、炭水化物、脂質のバランスがとれていたということで、食生活が栄養バランスを非常に失ってきているという状況がみてとれるわけでありまして。

こういった栄養面での変化と、それを1日当たりの熱量でみたものが上のグラフでございます。それぞれの食物ごとのカロリーでみたものでございますけれども、おコメと畜産物と油脂、この3つをみていただきますと、この3つを累計したところは大体フラットな線になっているわけですが、コメが着実に減っていくという中で、それを代替する形で畜産物、油脂がふえているという形になります。これが次第に脂質の過剰摂取という形になっていくわけでありまして。

こういった食生活の変化が国内農業にどう影響を与えていったかということなのでありますけれども、8ページをごらんいただきたいと思います。一番上に「我が国の食料自給率の推移」というのがございますけれども、昭和35年ごろには約80%の自給率であったものが、近年には、供給熱量自給率ベースでいくと4割、穀物の自給率でいくと27%という水準になってきたわけでございます。これも国内生産がなかなか難しい飼料穀物であるとか、あるいは油の原料の作物がふえていくという形で輸入に依存せざるを得なくなったこと等を反映しているわけでございます。

そういった自給率の変化の中で国内農業をみていただきたいので、10ページをちょっとごらんいただきたいのですが、この40年間に国内農業でまず農家がどうなってきたかというところでございます。下の表でございますけれども、農家戸数でいえば、昭和35年、600万戸強から近年の300万戸程度ということで、戸数でおおむね半減しております。それから農業就業人口でいいますと、1,400万人強の人口であったものが400万人を切るということで、3分の1から4分の1の水準にまで減ってきているわけでございます。

これが国内農業の規模拡大に結びつきますと、それなりの効率性なり生産性向上ということが実現するわけでありまして、上の「一戸当たり平均経営規模の推移」というのをごらんいただきますと、経営部門別をみていただきますと、乳牛からブロイラーまでは、35～40年と平成12年とを比較しますと、確かに相当な倍率で規模の拡大が図られているわけでありまして、我が国農業の最も中心であります水稲についてみますと、1.5倍にしかならないということがみられます。また、これを北海道と都府県で比較いたしますと、北海道では4倍にまで規模拡大が図られておりますけれども、内地では1.2倍という水準にとどまっているという状況にあるわけでございます。

こういったことと、もう一つは、12ページをごらんいただきますと、農業生産の最も基礎でございます農地の動きでございます。そこに「農地面積の推移」ということで、昭和35年当時600万ヘクタール程度あった農地が、今日480万ヘクタール程度へ約120万ヘクタール減っているわけでございます。このことに加えまして、2つ目の「耕作放棄地」という表でございますけれども、これは注に出ておりますように、「過去1年以上作付けをせず、この数年の間に耕作する意思のない土地をいう」ということでありますが、近年では20万ヘクタール強の面積が耕作放棄地になっている。そのうち特に条件が不利な中山間地域というところで半分発生しているという状況にあります。

またさらに一番下に「耕地利用率」を掲げておりますけれども、昭和30年初頭においては137%、つまり、耕地を年間1.3～1.4回使っていたという状況から、直近では年1回も使い切れていないという状態になっております。

以上が農業の40年間の変化でございますが、次に14ページをごらんいただきたいと思います。農村の変化ということでございまして、上のグラフに出ておりますように、破線が全国の高齢者比率、実線が農村地域における高齢者比率で、平成7年ベースでみますと、全国で14.5%に対して農村地域は18.3%という水準でございます。この全国の14.5%におおむね見合うのが、農村部でいきますと大体昭和55年の水準になっているということでございます。大体20年近く農村部が先行して高齢化が進んでいるということになるわけでありまして。

以上のような食料・農業・農村の40年間の変化の中で、16ページをごらんいただきたいと思います。この16ページの一番上のグラフは昨年7月の世論調査で、将来の食料供給についてのお考えを聞いたものでございます。食料自給率の水準等を反映したものと見られますが、4分の3の方々は何らかの形で不安を感じておられるという姿がみてとれます。

それからもう一つ、そういう意味では食料の安定供給ということが求められているわけですが、次の18ページをごらんいただきますと、農業の場合には食料の安定供給のほかに、農業生産活動を通じ

て、食料というものの以外の価値といえましょうか、効用があるわけでございます。そのことについて国民の方々の意向といえましょうか、調査したものが18ページの下に「農業の有する多面的機能についての意識」という調査でございます。

多面的機能というのは、上の方に、洪水防止だとか、大気浄化だとかが一応意味されているものですけれども、18ページの一番下に「多面的機能を有する農業を今後残すことについて」とあります。ぜひともという方が54.9%、できればという方が37.8%ということで、9割ぐらいの方々が何らかの形で多面的機能というものを残した方がいいのではないかという意向を示されているわけでありまして。

以上のような40年間にわたる食料・農業・農村の変化と近年の国民の方々の意識を踏まえて、新しい食料・農業・農村基本法をつくったわけございまして、20ページをごらんいただきたいと思っております。そこに旧農業基本法、1961年に制定した基本法と、一昨年つくりました食料・農業・農村基本法との基本的な考え方を比較しております。旧農業基本法が農業を一つの産業政策、あるいは効率性という観点から、一つの軸から規律するということでしょうか、構成していたのに対しまして、今の基本法は、もちろん農業の効率性という方向も追求しなければならないわけでありまして、そのことと同時に、食料の安定供給の確保でありますとか多面的機能の適切かつ十分な発揮ということも目指すべき理念として掲げておりますし、こういった機能というものは農業の持続的な発展を通じて実現し得るものであるというように位置づけております。

また、このような農業の持続的な発展が可能になるためには、その基盤となるところの農村の振興を同時に図っていく必要があるということが新しい食料・農業・農村基本法の理念でございまして、この理念を実現する具体的な施策の方向づけといたしまして、20ページの下に「ポイント」というところでありまして、基本計画というものを策定することとされております。

その中に食料自給率目標設定などもなされているわけでありまして、これにつきましては22ページをちょっとごらんいただきたいと思っております。そこに基本法に基づきます基本計画の構成が書いてございまして、この基本計画というのは10年間を目標といたしまして、今後、農林水産省が食料政策、農業政策、農村政策を具体的に展開する際の指針になるものでございまして。

その22ページの下の方の4という四角の中の2つ目の・のところをごらんいただきたいと思っております。「基本計画については、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化、施策の効果に関する評価 - - これを政策評価になりますけれども - - を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し」をしていくということで、10年間の計画ではございまして、5年ごとに、その前提としては毎年毎年の政策評価というものを通じて見直しをしていくという一種の装置を内蔵したわけでございます。こういった観点から、新しい基本法と、毎年農林水産省等が実施する施策との間の連続性といえましょうか、体系性を確保しながら施策展開していくこととしているわけでございます。

ということが新しい基本法の考え方ということでございまして、今後、具体的な審議に際しましてさらに説明させていただくということで、きょうは以上で終わらせていただきます。

会長 どうもありがとうございます。それでは、今簡単な説明がありました、これは事前に委員の皆さん方にお配りしてあったと思っております。これにかかわらず、日ごろいろいろ疑問だかと思っております。ございまして、どうぞご意見、時間のある限りお伺いしたいと思いますので、よろしく願います。どなたからでもどうぞ。

特に従前の審議会の委員でおられた方は基本計画策定にご参画されていたわけですが、新たに委員になられた方、きょう初めてだと思っておりますので、何かご質問、ご意見ございましたら、どうぞ忌憚ないご意見をいただきたいと思っております。

委員 旧農業基本法、40年間続いたわけでありまして、その結果どうなったかということをお話していただけたわけでありまして。私は農村の現場の者でありますから実態をお話し申し上げますと、ここで説明されているように、自給率の低下と、それから耕地の利用率の低下と高齢化を招いたというのが実態なのですね。そこで新しい食料・農業・農村基本法の中で、特に自給率の向上、今後10年間で45%を達成するのだという計画でありますけれども、現実の姿はそこに大きな乖離があるということから、今後その乖離をどのように埋めて45%の自給率を達成するかというのは大きな課題がありますので、それは十分これから検討しながらその乖離を埋めていく必要があると考えておりますので、よろしく申し上げておきます。

会長 ありがとうございます。これからどうするかというのはこれからの審議会でどうぞご意見をいただきたいと思っております。そのほかございますか。

委員 まだ十分いろいろなことを把握していないのでお教えいただきたいと思うのですけれども、基本法第三条の多面的機能のところですが、「自然環境の保全」という項目が入っております。これは私の専門分野からいってとても重要な問題だと思うのですけれども、基本計画の中にそれがどんな形で計画化されて取り入れられているかについてお話を伺えるとありがたいのですけれども。

会長 それでは、企画評価課長よろしいですか。なお、先ほど谷津大臣からお話のあった学術会議へ諮問した件、そのこともあわせて触れていただければと思います。

企画評価課長 まず多面的機能の中の自然環境保全の話ということでございまして、先ほど来会長からのご指示がございましたのでこちらから申し上げますと、多面的機能について、この資料

5の中でも、先ほどちょっとごらんいただきましたように、18ページに「多面的機能の評価」ということで、代替法による試算というものを掲げております。これは農林水産省の農業総合研究所というところで試算したもので、このやり方も1つあるわけでありまして、さらに、この試算、要するに多面的機能というのは定性的にはわかるけれども、それを国民の方々に深くご理解いただくためには、やはり定量化できるかどうか、極力定量化した方が比較可能になるのではないかという観点から、なおかつ、農林水産省という当事者が評価するのではなく、客観的な第三者の方に評価していただくといった観点を合わせまして、昨年12月に、谷津農林水産大臣から日本学術会議の方に、多面的機能の評価を含めた考え方について諮問させていただいたところであります。その日本学術会議の方で審議いた

きまして、ことしの11月ごろには一定の考え方を整理して私どもの方にご答申いただけるだろうと思えますので、それを踏まえて、農林水産省としてはより具体的な施策に反映させていくという段取りでいきたいと思っております。

それから基本計画の中で、お手元にきょう配付させていただいている参考資料の中で黄色い表紙のものが「食料・農業・農村基本計画関係資料」というものでございます。この資料の右下ぐらいに通しページが出ておまして、19ページ以降がそれなのですが、1つは、通しページでいくと23ページのところから「多面的機能の発揮」というものの考え方を総論として取りまとめているところがございます。多面的機能がどういふものからでき上がっているか、どのような概念を含み得るものかということはこちらで総論として触れられているわけでありまして。

それから通しページで56ページのところに(12)といたしまして「自然循環機能の維持増進」ということが書かれております。農業が本来、工業製品と違うところがございますけれども、この循環機能を維持増進していくということ、このことが自然環境との調和といったものにも、あるいは保全にもつながるといったことで、それを踏まえた施策を展開することを規定しております。具体的な話としては、農業なり肥料の適正な使用でありますとか、家畜排泄物等の有効利用による地力の増進、あるいは有機物の循環利用の促進等といった事柄でございます。

それから右の57ページの「農村の振興に関する施策」の中でも、ちょうど真ん中あたりに「このため」というパラグラフがありますけれども、農村振興を図ることはもとより、自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用しながら、農村の有する豊かな自然環境との調和を保ちつつ農村の総合的な整備を進めていくという、自然環境との調和ということを中心とした農村振興施策で求めておまして、具体的には次の59ページでございます。イの「農業生産の基盤の整備と生活環境の整備その他の福祉の向上との総合的な推進」の(ア)「農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備」のパラグラフに、「その際、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の発揮、魅力ある田園空間の形成及び地域資源の循環利用の促進に資するよう配慮する」。要するに、これは農業農村整備事業という事業を行っていくわけでありまして、その際にも自然環境の保全という点に十分配慮して行うということを指し示したものでございます。

以上が具体的な施策への記述でございます。

会長 よろしゅうございますか。またさらに突っ込んだ議論は次回以降にお願いいたします。そのほか。

委員 初めてこういう審議会に参加させていただきました。1つご報告がありまして、1つ質問させていただきます。

先ほどの多面的機能の評価というのを、実は昨年度、入学試験に出しまして、出来が悪いのでございまして(笑声)、わからないのですよね。どんな機能がありますかということを一挙してもらって、18ページのところに挙がってますが、挙がってこないのですね。景観を保つぐらいはわかるのでしょうかけれども、いろいろな多面的機能があるということ、これはやはり教育学部の問題もあると思うのですけれども、余り受験生たちが理解されていないということが1点ありました。

もう一点は質問なのですけれども、きょうのデータで、専業農家が18%でしょうかね、兼業が八十何%くらいありました。そこでお聞きしたいのですけれども、専業農家の方で、年間所得が1,000万円を超える農家は何%くらいあるのでしょうかということなのです。そういう庶民感覚と申しましうか、子供たちの感覚で大体1,000万円というのが大きな目安らしいのですね。それがかなり多ければ、子供たちがもっと頑張っていこうとなる。実は農業高校で卒業後農業につくのは何%か、いいところで今4%くらいなので、大体平均が2%か3%くらいなのです。これでは非常に困るだろうなと思っております。個人的には、農業高校を卒業したら1割くらいがせめて農業を継ぎたいというくらいになってほしい。そのためには具体的な、幼児期からの教育もありますけれども、専業農家で年間所得が1,000万円を超えるという目安を、多くの方がもっているんだよというのが広まってくれば、農業をやってみたいというのが出るかもしれません。その辺はまだわかりませんが、データがもしあれば、これからこの審議会に出していただいて、ディスカッションして、農業でも食べていけるのですよという世論をつくっていききたいと思っております。

会長 前段はお聞きしたとおりで、残念なことで、もっと広げなくてはならないと思っておりますが、後段については、では企画評価課長。

企画評価課長 統計ベースの話から申し上げますと、1,000万円以上の、今のお尋ねは所得だと思っておりますが、ちょっと所得ベースでとった統計というのはございません。販売収入としてとっているものですから、今直ちに、1,000万円の農業所得で上げている農家が何%あるかというのはちょっと手持ちがございません。

またそれは後日ご説明申し上げるといたしまして、ちょっと切り口が違うのでありますけれども、年間農業に従事する日数が60日以上で、65才未満の農業従事者のいる農家であって、農業所得が全体の所得の2分の1以上を占めるという農家を、主業農家と。大体ほぼ農家らしい農家、若干兼業所得もあるような感じですが、そういうのも含めた農家を主業農家という概念で押さえているのですが、こういった方々でいきますと、総所得ベースで大体700～800万円くらいであります。その中の農業から稼いでいる分が500万円くらいという構造になって、あと残りが、世帯にご高齢の方がいらっしゃれば年金の部分が入ってくる。

ですから、これは個人ではありませんので、世帯全体の概念でございますので、1人で800万円稼いでいるとかいう収入ではないということ、ちょっと付記しなければいけませんけれども、そういった水準に今ありまして、その主業農家をちょっと分析すれば、その中で1,000万円というのが、--ちなみに、飯米農家が300万戸強いる中で50万戸くらいが主業農家でございますので、専業農家と大体同じくらいの数になるのではないかと思います。そういった世界がございます。その中のさらに少ない部分に恐らく1,000万円の農業所得という方は限られてくるだろうなと。具体的な数字はちょっとまた後日ご報

告させていただきたいと思います。

会長 よろしいですか。それでは、まだご意見、ご発言あるかと思えますけれども、大体予定した時間が来たのですが、特にこの場でということはございますか。

ございませんでしたら、きょうはこれにて終わりたいと思います。次回の会議のスケジュールでございますが、委員のご都合を伺った上で、後日、文書にてご案内申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

きょうはどうもありがとうございました。

- - 了 - -